

## 議第39号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

別表第2球技場の項から会議室（1時間につき）の項までを次のように改める。

球技場	アマチ ュアス ポーツ	入場料を徴 取しない場 合	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		入場料を徴 取する場合	29,330	22,000	38,760	29,330	38,760	29,330	106,850	80,660				
	その他	入場料を徴 取しない場 合	36,660	27,230	48,190	37,710	48,190	37,710	133,040	102,650				
		入場料を徴 取する場合	88,000	66,000	115,230	89,040	115,230	89,040	318,460	244,080				
		入場料を徴 取する場合	111,040	84,850	145,610	111,040	145,610	111,040	402,260	306,930				
テニスコート（1面1時 間につき）									2,090	1,670				
フットサルコート（1時 間につき）									6,280	4,180				
体育館	全面利 用	アマチュア スポーツ	A	14,660	A	11,000	14,660	11,000	20,430	15,710	C	49,750	C	37,710
			B	9,430	B	7,330					D	44,520	D	34,040
	そ の 他	A	157,140	A	120,480	157,140	120,480	217,380	169,180	C	531,660	C	410,140	
		B	108,430	B	84,330					D	482,950	D	373,990	
半面利用（1時間 につき）									940	830				
トレーニングルーム（1 人1回につき）														
											310			

会議室 (1時間につき)	520
--------------	-----

別表第2備考8中「4,830円」を「4,920円」に、「3,600円」を「3,660円」に改め、同備考9中「8,220円」を「8,370円」に、「6,170円」を「6,280円」に改め、同備考10中「1,850円」を「1,880円」に、「1,540円」を「1,560円」に改める。

別表第3備考以外の部分中

12,340 <sup>円</sup>	8,330 <sup>円</sup>	12,340 <sup>円</sup>	8,330 <sup>円</sup>
14,400	12,340	14,400	12,340
33,940	25,710	33,940	25,710
44,220	33,940	44,220	33,940
3,600	3,010	6,270	4,750
39,650	29,560	62,260	48,080

を

12,570 <sup>円</sup>	8,480 <sup>円</sup>	12,570 <sup>円</sup>	8,480 <sup>円</sup>
14,660	12,570	14,660	12,570
34,570	26,190	34,570	26,190
45,040	34,570	45,040	34,570
3,660	3,060	6,380	4,830
40,380	30,100	63,410	48,970

に改める。

別表第4売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「1,020」を「1,040」に改め、同表立ち売り又は行商の項中「2,260」を「2,300」に改める。

別表第6日曜日等の項中「1,550」を「1,570」に改め、同表その他の日の

項中「1,240」を「1,260」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市宝が池公園運動施設の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為及び改正後の条例の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金及び使用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る料金及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金及び使用料の適正化を図る必要があるので提案する。